

空き家に「なってから」ではなく「なる前」に対策を

空き家は管理期間が長くなるほど費用負担が増加 空き家の管理は所有者の責任です

法改正など国が空き家対策に本腰

少子高齢化の進行で、全国的に空き家や空き地が増加しています。市に届く相談件数も、近年増加傾向です。国は増え続ける空き家に歯止めをかけるため、昨年法律を改正。これまでは指導対象がすでに危険な状態にある「特定空家」のみでしたが、今の状態のまま放置すれば特定空家になる可能性がある「管理不全空家」も指導対象となりました。管理不全空家に認定されて改善に応じなかった場合、固定資産税が増額されることがあります。

さらに4月から相続登記の申請が義務化されました。このため、相続などによる不動産取得を知った日から3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料の対象になります。

そうならないためには、事前の対策が大切です。市は空き家の相談を随時受け付けている他、老朽家屋の解体費補助など各種支援制度を設けています。まずは、市生活環境課までお気軽にご相談ください。

【問】同課環境係 (☎ 77・8485)



理由 早めの対策を勧める

- 増え続ける空き家に歯止めをかけるため、国は法律を改正して「管理不全空家」という区分を新設。さらに相続登記を義務化
- 今の状態のまま放置すれば危険な状態になる可能性がある「管理不全空家」に認定されて改善に応じないと固定資産税が増額
- 相続などによる不動産取得を知った日から3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料の対象

空き家や空き地の相談・支援窓口

□市生活環境課（相談窓口） 空き家相談の総合窓口として、相談内容に応じて市や他団体の各種支援制度を紹介しています。

□市企画課（住まえるバンク） 登録された中古住宅を市公式サイトで公開して、住まい探しを支援する「住まえるバンク」を実施しています。多くの物件を紹介したいので、空き家を所有していて売却や賃貸を考えている人は、ぜひ登録をお願いします。

□福岡県（空き家活用サポートセンター「イエカツ」） 空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいかなど、専門相談員のアドバイスを受けられたり、専門業者を紹介してもらえたりします。



柳川市議会議長
荒木 憲



柳川市議会副議長
菊次 太丸

市民の皆様には平素から市議会に対し、深いご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。このたびの市議会臨時会において、議員各位のご推挙をいただき、市議会議長の大役を仰せつかることになりました。身に余る光栄と感謝致しますと共に、その果たすべき役割と責任の重さを痛感しているところです。

市議会は、執行部と切磋琢磨しながら市政の発展、市民の福祉向上のために議論を深めていかなければなりません。

しかし現在、全国的に議員の成り手不足が叫ばれています。そのため、本市でも若年層をはじめ、幅広い世代にもっと関心を持ってもらえる「開かれた議会」を目指しているところです。今後はさまざまな方法で情報発信を行うと共に、今まで以上に議会改革を進めていきたいと考えております。

今後とも、二元代表制の一翼を担う市議会の役割を果たすべく、議会運営を推し進めてまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

議長就任の「あいさつ」

10月24日、柳川市議会臨時会が開かれ、議長に荒木憲議員が選ばれました。また、副議長には菊次太丸議員が再選されました。

【問】市議会事務局 (☎ 77・8192)

柳川市議会議長に荒木憲議員 副議長に菊次太丸議員を選出



公共施設などの 年末年始のお休み

12月28日（土）から1月5日（日）まで原則市の公共施設は休みです。一部の施設は下表のとおり休みが異なるので、注意してください。

| 業務・施設 | 26 (木) | 27 (金) | 28 (土) | 29 (日) | 30 (月) | 31 (火) | 1/1 (水・祝) | 2 (木) | 3 (金) | 4 (土) | 5 (日) | 6 (月) |
|--|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|--------------|----------|----------|----------|------------|----------|
| 市役所、有明ひまわりセンター、らくステ | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | |
| 各公民館など*、体育施設、歴史民俗資料館（北原白秋記念館） | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | |
| 小中学校（学校閉庁日） | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 |
| ※12月26日、27日、1月6日の連絡は学校教育課教務係 (☎ 77・8863) | | | | | | | | | | | | |
| 柳川古文書館、図書館、水の郷、サンブリッジ、まほろばやまと | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | 休 |
| ※柳川温泉は1月2、3日は午前10時から午後5時まで営業 | | | | | | | | | | | | |
| 市民文化会館 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | 休 |
| コミュニティバス | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | 休 | |
| 可燃ごみの収集 | | | 休 | 休 | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | |
| 不燃ごみの収集 | | | 1/1 収集分 | 休 | 1/2 収集分 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 1/3 収集分 | 休 |
| 資源ごみの収集 | 休 | 休 | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 |
| し尿のくみ取り、浄化槽清掃 | | | | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | |
| 有峰苑みやま柳川（火葬場） | | | | | | | 休 | | | | | |

※各公民館など＝大和・三橋生涯学習センター、各校区公民館・コミュニティセンター、旧戸島家住宅

解体を検討中なら早めに
市都市計画課へ相談を

危険な老朽家屋の解体費を上限 45 万円まで補助

市は、老朽危険家屋（住宅）を解体する費用を補助します。補助は原則、同じ敷地内で1回限り。補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助対象外です。対象となる建築物には一定の要件があります。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

- 補助金額 解体費用の2分の1、上限45万円まで
- 補助金受取までの流れ ①市都市計画課へ相談②同課で内容を確認、現地調査③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出④交付決定後、解体工事⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る

【問】同課建築係 (☎ 77・8544)

